

# 新潟都市計画臨港地区の変更

## (新潟市決定)

都市計画臨港地区のうち、新潟港西港区臨港地区を次のように変更する。

名称	面積		備考
	全体	新潟市域	新潟市域
新潟港西港区 臨港地区	約 133ha	約 133ha	1 分区ごとの面積 商 港 区 81.9ha 特殊物資港区 14.3ha 工 業 港 区 21.9ha 保 安 港 区 1.5ha 漁 港 区 6.4ha 修景厚生港区 1.4ha 分 区 無 指 定 5.2ha  2 分区の規制の内容を定める条例名 「新潟県が管理する港湾の臨港地区内の 分区において規制される構築物の指定に 関する条例」  3 分区ごとの規制の内容 別紙条例を参照

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理由

新潟港は、明治元年の開港以来、新潟県及び周辺地域の人流・物流の拠点として重要な役割を果たしている。人流中心の西港区と、物流中心の東港区という機能分担のもと、令和10年代前半を目標年次として港湾計画を定め、港湾機能の充実を図っている。

都市計画法第23条第4項による、港湾管理者である新潟県からの臨港地区を拡大する申し出に基づき、水域である港湾区域と一体として機能すべき陸域について、管理運営の円滑化を図るため、臨港地区を変更する。